

# 告 示

## 埼玉県告示第二百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、  
児玉土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所につい  
て、次のとおり届出があった。

令和三年三月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	荻野 浩	埼玉県本庄市児玉町蛭川九十七番地一
同	毛呂 康男	同 児玉町上真下三百七十一番地

### 二 退任

職名	氏名	住所
理事	新井 弘	埼玉県本庄市児玉町上真下三百八十三番地一